

参考様式

収入
印紙

一般廃棄物の収集・運搬等に関する契約書

年 月 日

(排出事業者) 住所
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞

(収集・運搬業者) 住所
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞

排出事業者 (以下「甲」という。) と収集運搬業者 (以下「乙」という。) は、事業系一般廃棄物 (以下「廃棄物」という。) の収集・運搬に関して、下記のとおり契約を締結する。

記

(乙の事業範囲)

第1条 乙は、この契約の締結にあたり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。
なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を通知するとともに変更後の許可証の写しを甲へ提出する。

(廃棄物の種類及び数量)

第2条 甲が、収集・運搬を委託する廃棄物の種類、予定数量及び収集・運搬料金は次のとおりとする。

廃棄物の種類	
予定数量(月量)	kg / 月
料金	
排出事業場(名称・所在地)	所在地：松山市 名称：
運搬先	(例：市が定める処理施設)

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。また、期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれも異論がない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後についても同様とする。ただし、乙が松山市一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。

(法の遵守)

第4条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令、松山市条例及び行政指導等 (以下「法令等」という。) を遵守して廃棄物の収集・運搬を行わなければならない。

(義務と責任)

第5条 甲は、法令等に基づき、不要物を一般廃棄物、産業廃棄物、有価物、危険物等に分別するとともに、適正に保管・管理しなければならない。
2 乙は、甲から処理を委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から、市が定める処理施設への搬入まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。
3 乙は、甲に委託された業務を終了する都度、遅滞なく処理伝票等を発行し、甲に収集量、運搬先などを報告しなければならない。
4 甲は、事業系一般廃棄物を排出する際に、ごみ袋を使用する場合は、黄色透明袋を使用し、内容物が容易に確認できるようにしなければならない。

第6条 業務の遂行にあたり、乙又は乙の従業員の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。ただし、甲又は甲の従業員の故意又は過失による場合を除く。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲から処理を委託された廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

(報酬・消費税・支払い)

第8条 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
2 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条にて定める単価に基づき算出する。
3 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

(内容の変更)

第9条 甲又は乙は、必要があるときは委託契約内容を変更することができる。ただし、契約期間の変更及び予定数量等の軽微な変動については、甲乙協議の上、契約内容を書面で定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反した場合は、書面による催告の上、この契約を解除できる。
2 前項の規定又は法令等の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、法令等の定めに基づき、誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約締結の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙各々記名押印の上、各1通を保有する。